

自動販売機等の設置届出

21条

図書がん具等自動販売業者は、図書がん具等の自動販売機等を設置するときは、あらかじめ、知事に届出をしなければなりません。

違反した者は、50万円以下の罰金に処されます。

インターネット利用環境の整備

28条

- 保護者や家族、インターネット端末設備を公衆の利用に供する者（インターネットカフェ、ホテル、公共施設等の管理者等）は、フィルタリングその他適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧・視聴させないよう努めなければなりません。
- インターネットに接続できるパソコン、携帯電話等の機器の販売・貸付け等を行う業者やプロバイダ、サーバ管理者等は、事業活動を行うに当たっては、青少年がインターネットによる有害情報を閲覧・視聴することを防止するために必要な情報を提供するように努めなければなりません。
- 保護者、学校の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発・教育に努めなければなりません。



酒類、たばこ販売に係る環境の整備

29条

- 酒類・たばこの販売業者は、青少年（ここでは、20歳未満の者をいいます。）がそれらを購入できない環境の整備に努めるとともに、青少年の飲酒・喫煙を防止する県の施策に協力するものとします。

- 酒類・たばこの販売業者（従業者を含む）は、それらの販売に当たっては、購入者が明らかに成人であると認められる場合以外は、身分証明書の提示を求めるなど客観的な方法により購入者の年齢を確認しなければなりません。



- 酒類・たばこの自動販売機を設置又は管理する者は、青少年による利用を防止するため、自動販売機を屋内その他適正な管理が行える場所に設置するように努めなければなりません。

また、屋外の自動販売機での販売を午前5時から午後11時までとするよう努めなければなりません。

深夜外出等の制限

30条

- 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由がある場合を除き、深夜（午後10時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）に青少年のみで外出させないように努めなければなりません。
- 何人も、深夜における勤務、緊急を要する特別な事情その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出したり、同伴したり、とどめてはなりません。

違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。